

令和8年度採用 人吉市貸与型奨学生募集要項

人吉市では、向学心に富み、能力があるにもかかわらず経済的理由により修学困難な者に対して学費を貸与し、その能力に応じた教育を受ける機会を与え、もって有能な人材を育成することを目的として、貸与型奨学金制度を設けています。奨学生は、選考委員会を経て、教育委員会で決定します。

1 申込者要件【次の項目全てに該当する方】

学校教育法に規定する中学校若しくはこれと同程度の学校又は高等学校若しくはこれと同程度の学校（※1）の最終学年に在学しており、かつ、高等学校又はこれと同程度の学校若しくは大学等（※2）に進学を希望する方で、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- （1）保護者が人吉市内に1年以上居住していること。
- （2）経済的な理由により修学が困難と認められること。（※3）
- （3）独立行政法人日本学生支援機構等から同種の奨学金を貸与される予定がないこと。

※1：在学する学校の要件は次のとおりです。

中学校又は これと同程度の学校	中学校・義務教育学校（後期課程）・中等教育学校（前期課程） 特別支援学校（中等部）
高等学校又は これと同程度の学校	高等学校・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校（高等部） 専修学校（高等課程）・高等専門学校（第3学年）

※2：進学する学校要件は次のとおりです。

高等学校又は これと同程度の学校	高等学校・中等教育学校（後期課程）・高等専門学校（第3学年以下） 専修学校（高等課程）・特別支援学校（高等部）・各種学校（修業年限が2年以上のもの）
大学等	大学（短期大学を含む。）・高等専門学校（第4学年以上）・専修学校（専門課程）

※3：市が別に定める収入基準額以下であることが条件になります。（4～6ページ参照）

◎申込者要件に該当しない場合であっても、教育委員会が特に認めるときは申込要件を満たすものとする場合があります。なお、申込段階における採用可否のお問い合わせについては回答いたしかねますので、奨学金の希望をされる場合は願書の提出をお願いします。

2 連帯保証人について 申請には連帯保証人2人が必要です。

- （1）この場合、父母があるときは、連帯保証人の一人は父又は母でなければなりません。
- （2）もう一人の連帯保証人は、奨学生とは別世帯で独立して生計を営む成年者で、原則、熊本県内に居住し、奨学生といつでも連絡ができる方でなければなりません。

3 奨学金の返還について この奨学金は、将来、返還をしていただく必要があります。

卒業した月の1年後から貸与期間の2倍以内の期間内に月賦で返還しなければなりません。ただし、奨学金辞退や退学等の場合、事由発生日の翌月から返還義務が発生します。

4 貸与月額等

進学する学校に応じ、年2回支給します。ただし、在学する学校の正規の修業期間を超えては支給しません。

学校種別		国・公立	私立
高等学校又は これと同程度の学校	高等学校・中等教育学校（後期課程）・高等専門学校（第3学年以下） 専修学校（高等課程）・特別支援学校（高等部）・各種学校（修業年限が2年以上のもの）	10,000円	20,000円
大学等	大学（短期大学を含む。）・高等専門学校（第4学年以上）・専修学校（専門課程）	30,000円	40,000円

5 奨学金の併給について

他の貸与型奨学金との併給は認めませんが、併願はできます。他の貸与型奨学生に決定した場合、選択をしていただきます。

ただし、他の奨学金制度が併給を認めていない場合がありますので、申請者の家計事情にあった奨学金を受けるためにも、他の奨学金制度の内容も御確認され申請をいただきますようお願いいたします。

【併給整理表】

	人吉市 給付型	他機関の 貸与型奨学金	他機関の 給付型奨学金
人吉市 貸与型	○	× 但し、併願可	○

6 選考から初回支給までのスケジュール

- (1) 11月26日（水） 一次選考【書類選考】
- (2) 12月上旬 一次選考結果の通知
- (3) 12月20日（土） 二次選考【面接】 ※保護者様の同席もお願いします。
- (4) 1月上旬 二次選考結果の通知
- (5) 3月下旬 決定通知書交付式 ※保護者様の同席もお願いします。
- (6) 4月～5月 在学証明書提出後、奨学金の支給開始

7 受付期間

令和7年9月1日（月）～令和7年10月31日（金）の開庁日

※学校長を経由のうえ、教育委員会学校教育課に提出してください。原則、郵送不可。

8 問合せ先・提出先

人吉市教育委員会 学校教育課総務係

〒868-8601 人吉市西間下町7番地1（人吉市役所4階）

TEL：22-2111（内線：4011・4012） FAX：22-7019

申込みに必要な書類

願書は、奨学生の選考にあたっての重要な書類となりますので、申請時現在の事実を記入してください。記入すべきことが記入されてなかったり、記入内容が故意に事実と相違していることが判明した場合には、採用決定後においても採用取消となる場合がありますので正確に記入してください。

（1）人吉市貸与型奨学生願書【様式第1号】

家族の状況欄には、本人・単身赴任の保護者及び就学のために別居している兄弟等を漏れなく記入してください。

なお、住所が同一であっても別世帯である場合は、記載不要です。

（2）人吉市貸与型奨学生推薦書【様式第2号】

学校に依頼をしてください。開封せずに提出してください。

（3）学業成績証明書

学校に依頼をしてください。申込時点で在学する学校の入学時から在学年までのものがが必要です。なお、在学年分は直近の確定している評定を記載してください。

（4）人吉市貸与型奨学生連帯保証人状況調書【様式第3号】

（5）住民票（発行：市民課）

続柄と本籍地が記載されたもので、次の方の分が必要です。

☐申請者が属する世帯全員分

（別居家族のうち住民票別世帯員分の住民票は不要ですが、願書において「就学者を除く家族」に記載された方は所得課税証明書が必要です。）

☐別世帯員の連帯保証人個人分

（6）所得課税証明書（発行：税務課）

令和7年度（令和6年分）のもので、次の方の分が必要です。

☐願書の「家族の状況」欄のうち、「就学者を除く家族」に記載された方

☐別世帯員の連帯保証人個人分

（7）在学証明書

「就学者」に記載された方のうち、本人以外で就学のために別居している兄弟等。

※ただし、（5）の住民票に記載がある場合は必要ありません。

（8）印鑑登録証明書（発行：市民課）

連帯保証人2人分が必要です。

（9）調査同意書

必要に応じて関係機関へ照会する場合があります。

貸与型と給付型を同時申請される場合、

（5）住民票

（6）所得課税証明書

（7）在学証明書（本人以外）

は1部で構いません。

（8）印鑑登録証明書は、同一人物である場合は1部で構いません。

【参考】収入基準額について

世帯人員	高等学校又はこれと同程度の学校に進学する者 【高等学校・中等教育学校（後期課程）・高等専門学校（第3学年下）・専修学校（高等課程）・特別支援学校（高等部）・各種学校（修業年限が2年以上のもの）】	大学等に進学をする者 【大学（短期大学含む。）・高等専門学校（第4学年以上）・専修学校（専門課程）】
	収入基準額	収入基準額
1人	1,545,000	2,085,000
2人	2,475,000	2,970,000
3人	2,850,000	3,180,000
4人	3,090,000	3,435,000
5人	3,315,000	3,585,000
6人	3,510,000	3,750,000
7人	3,690,000	3,930,000
8人	3,855,000 (1人増す毎に、これに165,000円を加算する)	4,110,000 (1人増す毎に、これに180,000円を加算する)

- ・世帯人員は、願書「家族の状況」欄に記載された人数とします。
- ・これらは、奨学生の属する世帯員のうち、願書「就学者を除く家族」の者の所得課税証明書を基に、給与収入控除（別表1）や就学者控除（別表2）を行い判定します。

(別表1) 給与所得の場合による控除額

(A)

年間収入金額	控除額
268万円未満の場合	収入金額と同額
268万円以上400万円以下の場合	年間収入額 $\times 0.2 + 214$ 万円
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入額 $\times 0.3 + 174$ 万円
781万円を超える場合	408万円

(B)

年間収入金額	控除額
65万円以下の場合	年間収入額と同額
65万円を超え180万円以下の場合	年間収入額 $\times 0.4$ (ただし、控除額が65万円未満の場合は65万円である)
180万円を超え360万円以下の場合	年間収入額 $\times 0.3 + 18$ 万円
360万円を超え660万円以下の場合	年間収入額 $\times 0.2 + 54$ 万円
660万円を超え1,000万円以下の場合	年間収入額 $\times 0.1 + 120$ 万円
1,000万円を超え1,500万円以下の場合	年間収入額 $\times 0.05 + 170$ 万円
1,500万円を超える場合	245万円

- 1 奨学金の給付又は貸与を受ける者の生計を維持する者のうち、給与所得の年間収入金額が世帯最多者(給与所得のある者が1人の場合を含む。)にあつては(A)の表、その他の者にあつては(B)の表を適用する。なお、年間収入金額が世帯最多額で同額の者が複数いる場合については、ひとりは(A)の表、その他の者は(B)の表を適用する。
- 2 控除額は、1万円未満の端数があるときは、四捨五入する。
- 3 給与所得と給与所得以外の両方の収入がある場合、給与所得は別表1の方法で、給与所得以外の所得(農業・不動産等)は所得証明書に記載された所得額として、これらを合算する。

(別表2) 特別控除額表

区分	特別控除額						
世帯を対象とする控除	①母子・父子世帯であること。	99万円					
	②就学者のいる世帯であること。 ※児童・生徒・学生1人につき ※申請者本人は含めない。	小学校		31万円			
		中学校		46万円			
					自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国・公立		39万円	69万円	
			私立		88万円	118万円	
		高等専門学校	国・公立	1～3年次生	39万円	69万円	
				4・5年次生及び専攻科	43万円	72万円	
			私立	1～3年次生	88万円	118万円	
				4・5年次生及び専攻科	87万円	116万円	
		大学 (短期大学・大学院を含む)	国・公立		74万円	121万円	
			私立		133万円	180万円	
		専修学校	高等課程	国・公立		39万円	69万円
				私立		88万円	118万円
			専門課程	国・公立		36万円	81万円
				私立		102万円	147万円
本人を対象とする控除	申請者本人が高等学校又はこれと同程度の学校の奨学金の申込者		39万円				
	申請者本人が大学等の奨学金の申込者		74万円				

1 控除については、該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。

2 子ども(就学者、就学前の子、申請者本人を含む)が2人を超える世帯は、その超える人数に「本人を対象とする控除額」に50万円を加えた額を乗じた額をさらに控除することができる。